



いじめの早期発見・早期対応のために

6月は子どもたち同士の関わりが深まることに加え、対人関係のトラブルも起こりやすい時期です。生徒指導事案について、学校全体で組織的に対応することが基本となりますが、その第一歩として、担任の先生や教科担当の先生が目の前の子どもの状況をどのようにとらえるかが重要です。

次の1～11のうち、いじめとしてとらえるのはどれですか？

☐にチェックを入れてみましょう。

※点線で用紙を折り、近くの方と話をしてみましょう。話し終わったら点線以下の部分を読んでください。

- ☐ 1 体育の時間に肩を押された
- ☐ 2 給食の準備中、教科書を投げられた
- ☐ 3 走り幅跳びのまねをやれと言われた
- ☐ 4 机に頭を押さえつけられた
- ☐ 5 ゲーム「太鼓の達人」のまねをさせられた
- ☐ 6 自習時間に消しゴムをぶつけられた
- ☐ 7 集会時、列に入れさせないようにされた
- ☐ 8 掃除の時間にほうきをぶつけられた
- ☐ 9 階段でズボンを下げられそうになった
- ☐ 10 宿泊研修で枕でたたき合い、けんかになった
- ☐ 11 バスケ部で強いパスを出されるなどの嫌がらせがあった

なんだかどれも日常的
に起こりうる事例だな。
この中にいじめとして
とらえるものがあるの
かな？



上記の1～11について、学校では日常的にありがちな事例です。これらは、実際に他県でいじめの重大事態につながった生徒が日頃から受けていたいじめの事例です。一つ一つを見ると、単なる遊びやトラブルに見えますが、これらのことを日々受け続けていた生徒は精神的に追い込まれていたことと思います。

学校は、これらの行為を「人間関係上のトラブル」と判断し、**学校いじめ対策組織**も開かれていませんでした。いじめの認知は、**教師の判断ではなく、児童生徒の思いで判断しなくてはならない**という教訓を示した事例です。

令和6年度 新任生徒指導担当者研修資料より

【いじめの定義】「いじめ防止対策推進法 第2条」より

「いじめ」とは、〈略〉当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

行為の軽重に関わらず、1回限りでも本人が「嫌だ」と感じたら、**いじめ**です。

☆「**いじめではないか**」と**アンテナを高くもち**、子どもたちの様子を見取っていただくことは大変重要です。「いじめかもしれない」という状況を見た時や判断に困った時は、**個人で判断せず、ささいなことでも、まずは、関係職員（学年主任や学年団、養護教諭等）と情報共有し、組織的な早期対応につなげていきましょう。**

いじめが疑われる事象が
起こった場合の対応の流れ（例）
についてはこちらから！
（お役立ち情報R6.6月号）



対応の
具体は
こちら！

鳥取県いじめ対応
マニュアル
（令和6年4月改訂）

